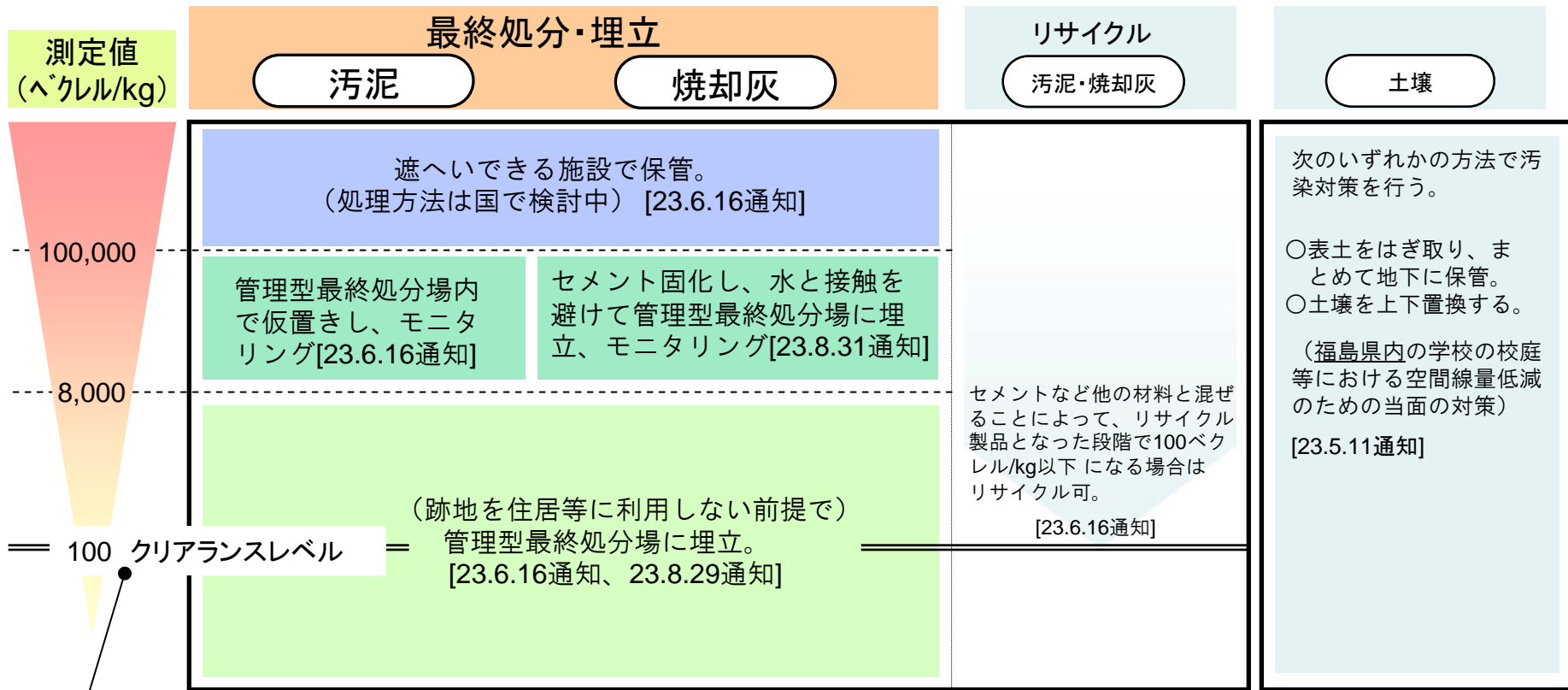


# 国からの通知による放射性セシウムを含む汚泥等の処分方法（平成23年9月6日現在）



## クリアランスレベルとは

- 震災以前から規定されている基準。原子炉等規制法で規定。
- 原子力発電所の廃止等によって生ずる廃棄物のうち「放射性物質として扱う必要のない」通常の廃棄物として取り扱う基準。
- 国際原子力機関(IAEA)の勧告値に準拠
- 放射性物質ごとにクリアランスレベルを設定。放射性セシウムについては、100ベクレル/kg。

○23.6.16通知 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(原子力対策本部)  
 ○23.8.29通知 「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」(環境省)  
 ○23.8.31通知 「8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」(環境省)  
 ○23.5.11通知 「実施調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減対策について」(文部科学省・福島県宛て)